



島根県報

令和5年8月4日（金）

第 4 3 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (森 林 整 備 課) 2

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出 (") 3

特定計量器の定期検査の実施 (商 工 政 策 課) 4

公共測量の実施（2件） (技 術 管 理 課) 5

公共測量の終了 (") 5

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施 (警 察 本 部) 6

【正 誤】

令和5年8月1日付け島根県報第435号中 (総 務 課) 7

令和5年8月1日付け島根県報号外第91号中 (") 8

令和5年5月30日付け島根県報号外第70号中 (財 政 課) 8

告 示**島根県告示第533号**

令和5年島根県告示第434号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町郡ハザイケ谷1210、城ノ腰1000、城山1003、1010、滝ノ下1039、1041、1046－1、1047－1	芦谷 丈夫
隠岐郡隠岐の島町郡耳取川原1066－1、1066－3、1066－4	岩佐 光春
隠岐郡隠岐の島町郡南ノ山1081	岩佐 光芳 忌部 好文 兼山 重善 田崎 睦夫 代 誠 平木 正 村上 サワ子 村上 紀生 脇田 武人
隠岐郡隠岐の島町郡城山1005	宇野 オ一
隠岐郡隠岐の島町郡真南谷1112－2、1112－3、1112－12、1112－13	宇野 保
隠岐郡隠岐の島町郡水落1093	奥村 友太郎
隠岐郡隠岐の島町郡鈴井1177	重栖 一枝
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－16	重栖 菊次郎
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－9、1218－13、1218－17、大作1148	菊地 穆
隠岐郡隠岐の島町郡白檜河1132	酒井 春枝
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－14	沢田 延四郎
隠岐郡隠岐の島町郡ハザイケ谷1217	瀬尾 マサ
隠岐郡隠岐の島町郡下千田523－3	谷口 ツヤコ 平木 又次郎
隠岐郡隠岐の島町郡下千田523－4	村上 太一
隠岐郡隠岐の島町郡鈴井1174	辻木 留十 平木 佐加留 藤田 寿三郎 藤田 霜太郎 藤田 勇馬

	村上 サン
隠岐郡隠岐の島町郡城ノ腰987－2、989	辻木 忠行
隠岐郡隠岐の島町郡耳取川原1068－1、1068－3、1068－4、1068－5	乃木 イナコ
隠岐郡隠岐の島町郡鈴井1175、1176－1、1176－2、1176－6	藤田 交
隠岐郡隠岐の島町郡空野團1161、1161－1	藤田 丈 藤田 正可 藤田 豊
隠岐郡隠岐の島町郡南谷東牧1172－4、1172－6	藤田 正可
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－10、大谷1183	藤脇 茂市
隠岐郡隠岐の島町郡水落1093	奥村金銭貸付合名会社
隠岐郡隠岐の島町郡山河1219－2	三淵 佐一
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－8	前田 勝
隠岐郡隠岐の島町郡城ノ下1024－1、1026－2	宮部 行正
隠岐郡隠岐の島町郡ワル谷1119－1、1119－2、1119－3、1119－4	水上神社
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－1、1218－3、北谷1178－3	村上 久
隠岐郡隠岐の島町郡大谷1185	村上 久
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－4	村上 久和
隠岐郡隠岐の島町郡ハザイケ谷1209－1	村上 圓太郎
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－11	柳原 スイノ
隠岐郡隠岐の島町郡大松ケ谷1181－2	連達 亀吉
隠岐郡隠岐の島町郡刀砥1107－6	連達 熊一
隠岐郡隠岐の島町郡大松ケ谷1181－1、1181－2	連達 政信
隠岐郡隠岐の島町郡大平1117－2、1117－6、南谷東牧1172－5	村上 靖
隠岐郡隠岐の島町郡城山1008、1016	村上 二生
隠岐郡隠岐の島町郡空山河1218－6	前田 弟三郎

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和5年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
501	出雲地区森林組合 代表理事組合長 高砂 明弘	出雲地区森林組合 代表理事組合長 山崎 文幸	出雲市塩冶町967番地 1	令和5年5月30日

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和5年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月13日から12月15日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
8月30日から11月15日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
江津市	9月4日	13時30分から16時まで	江津市役所
	9月5日	9時30分から15時30分まで	
	9月6日から9月7日まで	9時30分から16時30分まで	
	9月8日	9時30分から12時まで	
津和野町	9月12日	9時30分から16時まで	津和野町役場
	9月13日	9時30分から12時まで	
	9月14日	9時30分から16時まで	
	9月15日	9時30分から11時まで	
吉賀町	9月26日	9時30分から16時30分まで	吉賀町役場
	9月27日	9時30分から16時まで	
	9月28日	9時30分から11時まで	
出雲市	10月2日から10月5日まで	10時から15時30分まで	出雲市役所
	10月6日	10時から15時まで	
	10月10日	10時から15時30分まで	
	10月11日	10時から16時まで	
	10月12日	10時から15時30分まで	
	10月13日	10時から16時まで	
	10月23日から10月25日まで	10時から15時30分まで	
	10月26日	10時から15時まで	
	10月27日	10時から15時30分まで	

	11月7日から11月10日まで	10時から16時まで	
--	-----------------	------------	--

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年8月1日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町西比田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和5年8月1日から令和6年3月22日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年7月11日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和4年9月21日から令和5年5月31日まで
- 3 作業地域
出雲市内

島根県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和5年8月4日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	令和5年11月8日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和5年12月13日（水）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務2級	学科試験	令和5年11月8日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和5年12月6日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和5年10月16日（月）から同月20日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032又は3034）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正 誤

令和5年8月1日付け島根県報第435号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から3	島根県告示第528号	島根県告示第530号

令和5年8月1日付け島根県報号外第91号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から3	島根県告示第529号	島根県告示第531号
3	上から1	島根県告示第530号	島根県告示第532号

令和5年5月30日付け島根県報号外第70号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正																
22	上から10	34,414m ³	34,391m ³																
	上から11	23,516m ³	23,475m ³																
	上から13	11,168m ³	11,166m ³																
	箇所 第30表中	<table><tr><td>12,668</td><td>6,263</td><td>6,297</td><td>99.5</td></tr><tr><td>34,708</td><td>34,414</td><td>34,602</td><td>99.5</td></tr></table>	12,668	6,263	6,297	99.5	34,708	34,414	34,602	99.5	<table><tr><td>12,656</td><td>6,259</td><td>6,297</td><td>99.4</td></tr><tr><td>34,674</td><td>34,391</td><td>34,602</td><td>99.4</td></tr></table>	12,656	6,259	6,297	99.4	34,674	34,391	34,602	99.4
12,668	6,263	6,297	99.5																
34,708	34,414	34,602	99.5																
12,656	6,259	6,297	99.4																
34,674	34,391	34,602	99.4																
		<table><tr><td>8,561</td><td>4,280</td><td>4,260</td><td>100.5</td></tr><tr><td>23,455</td><td>23,516</td><td>23,405</td><td>100.5</td></tr></table>	8,561	4,280	4,260	100.5	23,455	23,516	23,405	100.5	<table><tr><td>8,544</td><td>4,272</td><td>4,260</td><td>100.3</td></tr><tr><td>23,409</td><td>23,475</td><td>23,405</td><td>100.3</td></tr></table>	8,544	4,272	4,260	100.3	23,409	23,475	23,405	100.3
8,561	4,280	4,260	100.5																
23,455	23,516	23,405	100.5																
8,544	4,272	4,260	100.3																
23,409	23,475	23,405	100.3																
		<table><tr><td>4,098</td><td>2,033</td><td>2,032</td><td>100.0</td></tr><tr><td>11,228</td><td>11,168</td><td>11,165</td><td>100.0</td></tr></table>	4,098	2,033	2,032	100.0	11,228	11,168	11,165	100.0	<table><tr><td>4,096</td><td>2,032</td><td>2,032</td><td>100.0</td></tr><tr><td>11,222</td><td>11,166</td><td>11,165</td><td>100.0</td></tr></table>	4,096	2,032	2,032	100.0	11,222	11,166	11,165	100.0
4,098	2,033	2,032	100.0																
11,228	11,168	11,165	100.0																
4,096	2,032	2,032	100.0																
11,222	11,166	11,165	100.0																